平成 30 年 1 月 9 日作成

障がい者（児）基幹相談支援センターとは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいといった障害の種類を問わず、障がいのある方とその家族、または障害福祉サービス等の支援を提供している関係機関からの様々な相談に対応し、一緒に解決策を検討していきます。

〇相談内容

・福祉サービスの利用について　・障がい者虐待への対応について
・障がいに関することについて　・その他日常生活に関する相談について　などなど

たとえば…

〇利用できる方

市内在住で障がいのある方（身体・知的・精神・難病など）や、ご家族または支援者の方が対象です。※手帳や診断の有無は問いません。

〇相談方法

電話、来所、訪問が主な方法となっていますが、まずはお気軽にご連絡ください。
※費用はかかりません。

〇窓口対応日時

平日　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までの昼休みを除く）
※土曜日、日曜日、祝日、６月 23 日（慰霊の日）及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）は、窓口対応を行っていません。

どちらに相談していいか分からない際には、ぜひ一度当センターへご相談ください！
相談により得た個人情報は守秘義務を厳守いたします。

問い合わせ
浦添市役所　福祉給付課 障がい者（児）基幹相談支援センター
電話 098−876−1234（内線 3568・3569）